

豊岡河川国道事務所管内伐採樹木の採取に係る公募要項

令和 7 年 1 1 月 2 0 日

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

次のとおり、豊岡河川国道事務所管内伐採樹木の採取を希望する者を公募する。

公募の概要

(1) 応募期間について

令和 7 年 1 1 月 2 0 日（木）から令和 7 年 1 2 月 5 日（金）まで（郵送の場合は必着）

(2) 応募条件について

以下のいずれにも該当しない者であること。

- イ 過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ 転売を目的とする者
- ハ その他豊岡河川国道事務所長が参加不相当と判断する者

(3) 応募方法等について

上記応募期間内に、応募様式（様式－1）に以下の内容を記載のうえ、伐採木採取公募担当あてに郵送、持参、FAX またはメールにて提出。

【応募様式（様式－1）に記載する内容】

- ①応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先（メールアドレス）

※応募者の選定結果の通知及び選定後の連絡にのみ使用

- ②応募採取区域（今回は円山川（豊岡排水機場内資材置場）と記載済）

- ③採取する樹木の使用目的（採取した樹木の転売は禁止）

- ④採取を希望する河川産出物の種類（今回は雑木と記載済）及び量

- ⑤採取の方法（積み込み、運搬）及び安全対策（過積載、運搬中の落下）の実施の有無

- ⑥採取予定期間（採取希望期間を記載）

【応募様式の提出先】

・郵送 又は 持参：〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町10-3

豊岡河川国道事務所 河川管理課 伐採木採取公募担当係まで

・FAX：0796-26-2330

・メール：kkk-kasen-toyooka@mlit.go.jp

(4) 選定方法の概要について

イ 採取者の選定方法

提出のあった応募書類について上記応募条件に満たす者が審査の上、選定する。なお、応募者多数により、希望採取量の合計が採取予定数量（今回の公募で選定した採取者に対して採取させることが出来る樹木の総量）を超過する場合は、採取予定数量の範囲内に収まるよう採取量を制限することがある。

選定方法は次に掲げる項目によるものとする。

- ・応募条件の適否
- ・安全対策の実施の有無

※ 応募のあった者に対して、選定にあたっての必要な情報の収集を目的としたヒアリングを実施することがある。

ロ 選定結果通知

令和7年12月8日（月）以降の郵送またはメールによる。

(5) 採取場所と樹種、樹径等の情報について

採取場所：豊岡市元町13-32（豊岡排水機場内資材置場）

樹種：ヤナギ等

樹径：10cm ～ 50cm程度

長さ：1m ～ 2m程度

採取予定数量：約140トン

(6) 採取期間について

令和7年12月15日（月）から令和8年2月27日（金）

※土日祝祭日、12月26日（金）から12月31日（水）及び令和8年1月を除く、平日9時から16時まで

※採取時には豊岡河川国道事務所の職員が現地で立会い、確認を行う場合がある。

(7) 河川法第25条の許可の手続きについて

本公募の選定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて豊岡河川国道事務所河川管理課まで河川法第25条の規定に基づく樹木採取の申請（正副1部の合計2部を提出）を行い、許可を受けるものとする。河川法第25条の許可をおこなった場合、河川管理者は河川法第32条の規定により、兵庫県に許可した旨を通知し、兵庫県が採取料徴収の決定をおこなうことになる。今回の採取については、採取料が徴収されないことを兵庫県に確認している。

【河川法第25条申請に必要な書類】

- ・河川占用許可申請書（以下リンク先からダウンロードしてください。）
- ・事業の計画概要（利用目的や採取量を記載）
- ・位置図（以下リンク先の位置図をそのまま添付してください。）
- ・誓約書（以下リンク先からダウンロードしてください。）

【各様式の掲載先】

豊岡河川国道事務所ホームページ

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/kasen/jumoku/index.html>)

【申請に関する根拠規定】

河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

第25条 河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

【申請書の提出期限】

（4）ロの選定結果通知書にて通知する。

※ 特段の理由なく、提出期限までに申請をおこなわない場合は、公募の選定を取り消すことがある。

【河川法第25条許可の条件】

本項目にしたがっておこなわれた申請に対し、「別紙（許可の条件）（案）」に記載の許可条件を付す予定としている。

【許可後の提出書類】

河川法第25条許可の条件（案）の（1）及び（9）に基づき、最初の採取日までに着手届を、最後の受取日までに完了届をそれぞれ豊岡出張所長（以下「出張所長」という。）宛に提出するものとする。

様式及び記載例については、豊岡河川国道事務所ホームページに掲載されたものを利用すること。

豊岡河川国道事務所ホームページ

<https://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/kasen/jumoku/index.html>

（8）全体スケジュールについて

応募期間：令和7年11月20日（木）から令和7年12月5日（金）まで

選定結果通知：令和7年12月8日（月）から令和7年12月12日（金）頃

採取可能期間：令和7年12月15日（月）から令和8年2月27日（金）まで

※土日祝祭日、12月26日（金）から12月31日（水）及び令和8年1月を除く、平日9時から16時まで

（9）注意事項について

- ① 採取は河川法25条に基づく許可日以降でなければ樹木を採取することができない。
- ② 採取者（選定者）は、河川管理者が定める採取期間内に、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件（別紙に記載のとおり）を遵守のうえ、樹木を採取するものとし、採取時は職員等立会人の指示に従うこと。また、採取作業時に樹木片の散乱等が発生した場合は採取者の責任において清掃を行うこと。
- ③ 応募から採取までの手続において使用する言語は日本語に限るものとする。
- ④ 災害等やむを得ない事由が発生した場合は、河川法許可を受けた採取日であっても採取できない場合がある。
- ⑤ 他の採取者と採取作業が重なった場合は、譲り合ってこれを行うこと。当事務所は採取時のトラブルに関して一切責任を負わない。
- ⑥ 採取した樹木を車両に積込む際は、過積載（道路運送車両法等で定められた最大積載量を超えて積込むこと。）とならないよう十分注意すること。

以上

別紙（許可の条件）（案）

- (1) この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめ当局豊岡河川国道事務所豊岡出張所長（以下「出張所長」という。）に届け出て、採取行程及び詳細について指示を受けること。
- (2) 許可を受けた者は、16時から翌日の9時までの間並びに土日祝祭日、12月26日（金）から12月31日（水）及び令和8年1月の期間は作業を行わないこと。
- (3) 許可を受けた者は、採取の跡地を河川管理上支障のないようその都度清掃すること。
- (4) 許可を受けた者は、採取した土石等を速やかに河川区域外へ搬出すること。
- (5) 許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。
- (6) この許可に係る採取又は運搬に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局豊岡河川国道事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出る。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
- (7) 次に掲げる場合には、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出る。
 - 一 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - 二 この許可に係る期間内に、この許可に係る採取量に満たないで採取を取り止めたとき。
 - 三 天災その他止むを得ない理由によって採取できないとき。
 - 四 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (8) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、許可を受けた期間に掲げる期間内であっても、採取量が許可を受けた数量に掲げる許可の数量に達したときは、この許可は効力を失うものとする。
- (9) 許可を受けた者は、採取が完了したときには、速やかに出張所長に届け出てその検査を受けること。
- (10) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (11) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (12) 採取箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- (13) 出張所長がこの許可に係る採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力すること。
- (14) 安全対策については、出張所長の指示に従うと共に、安全管理については採取者の自己責任とする。
- (15) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。

採取樹木（一例）



採取場所及び採取場所への進入ルート

